対象の法律と277罪（5分類は法務省による）

① テロの実行に関する犯罪 110

刑法	内乱等幇助(ほうじょ)、騒乱、現住建造物等放火、非現住建造物等放火、建造物等以外放火、激発物破裂、現住建造物等浸害、非現住建造物等浸害、往来危険、汽車転覆等、水道汚染、水道毒物等混入、水道損壊及び閉塞(へいそく)、傷害、未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、所在国外移送目的略取及び誘拐、被略取者等所在国外移送、営利拐取等幇助目的被拐取者収受、営利被拐取者収受、身の代金被拐取者収受等、電子計算機損壊等業務妨害、強盗
組織的犯罪処罰法	組織的な殺人、組織的な逮捕監禁、組織的な強要、組織的な身の代金目的略取等、組織的な威力業務妨害、組織的な建造物等損壊
爆発物取締罰則	製造・輸入・所持・注文、幇助のための製造・輸入等、製造・輸入・所持・注文（第1条の犯罪の目的でないことが証明できないとき）
海底電信線保護万国連合条約罰則	海底電信線の損壊
外国為替及び外国貿易法	国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等、特定技術提供目的の無許可取引等
電波法	電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等
文化財保護法	重要文化財の損壊等、史跡名勝天然記念物の滅失等
道路運送法	自動車道における自動車往来危険、事業用自動車の転覆等
森林法	他人の森林への放火
日米地位協定の実施に伴う刑事特別法	軍用物の損壊等
有線電気通信法	有線電気通信設備の損壊等
武器等製造法	銃砲の無許可製造、銃砲弾の無許可製造、猟銃等の無許可製造
ガス事業法	ガス工作物の損壊等
関税法	輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等、無許可輸出等、輸出してはならない貨物の運搬等
自衛隊法	自衛隊の所有する武器等の損壊等
高速自動車国道法	高速自動車国道の損壊等
水道法	水道施設の損壊等
銃刀法	拳銃等の発射、拳銃等の輸入、拳銃等の所持等、拳銃等の譲渡し等、営利目的の拳銃等の譲渡し等、偽りの方法による許可、拳銃実包の輸入、拳銃実包の所持、拳銃実包の譲渡し等、猟銃の所持等、拳銃等の輸入に係る資金等の提供
下水道法	公共下水道の施設の損壊等
道路交通法	不正な信号機の操作等
新幹線特例法	自動列車制御設備の損壊等
電気事業法	電気工作物の損壊等
海底電線等損壊行為処罰法	海底電線の損壊、海底パイプライン等の損壊
ハイジャック防止法	航空機の強取等、航空機の運航阻害
火炎瓶処罰法	火炎瓶の使用
熱供給事業法	熱供給施設の損壊等
航空危険行為処罰法	航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み
人質強要処罰法	人質による強要等、加重人質強要
生物兵器禁止法	生物兵器等の使用、生物剤等の発散、生物兵器等の製造、生物兵器等の所持等
流通食品毒物混入防止法	流通食品への毒物の混入等
化学兵器禁止法	化学兵器の使用、毒性物質等の発散、化学兵器の製造、化学兵器の所持等、毒性物質等の製造等
サリン人身被害防止法	サリン等の発散、サリン等の製造等
感染症予防法	一種病原体等の発散、一種病原体等の輸入、一種病原体等の所持等、二種病原体等の輸入
対人地雷禁止法	対人地雷の製造、対人地雷の所持
公衆等脅迫目的犯罪資金処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等
放射線発散処罰法	放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、特定核燃料物質の輸出入、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要
海賊対処法	海賊行為
クラスター弾禁止法	クラスター弾等の製造、クラスター弾等の所持

② 薬物に関する犯罪 29

刑法	あへん煙輸入等、あへん煙吸食器具輸入等、あへん煙吸食のための場所提供
大麻取締法	大麻の栽培等、大麻の所持等、大麻の使用等
覚醒剤取締法	覚醒剤の輸入等、覚醒剤の所持等、営利目的の覚醒剤の所持等、覚醒剤の使用等、営利目的の覚醒剤の使用等、管理外覚醒剤の施用等
麻薬及び向精神薬取締法	ジアセチルモルヒネ等の輸入等、ジアセチルモルヒネ等の製剤等、営利目的のジアセチルモルヒネ等の製剤等、ジアセチルモルヒネ等の施用等、営利目的のジアセチルモルヒネ等の施用等、ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等、営利目的のジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等、ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等、麻薬の施用等、向精神薬の輸入等、営利目的の向精神薬の譲渡等
関税法	輸出してはならない貨物の輸出
あへん法	けしの栽培等、営利目的のけしの栽培等、あへんの譲渡し等
医薬品医療機器法	業として行う指定薬物の製造等
麻薬特例法	薬物犯罪収益等隠匿

③ 人身に関する搾取犯罪 28

刑法	強制わいせつ、強姦(ごうかん)、準強制わいせつ、準強姦、人身売買
労働基準法	強制労働
職業安定法	暴行等による職業紹介等
児童福祉法	児童淫行
船員職業安定法	暴行等による船員職業紹介等
出入国管理及び難民認定法	在留カード偽造等、偽造在留カード等所持、集団密航者を不法入国させる行為等、営利目的の集団密航者の輸送、集団密航者の収受等、営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等、営利目的の不法入国者等の蔵匿等
旅券法	旅券等の不正受交付等
売春防止法	対償の収受等、業として行う場所の提供、売春をさせる業、資金等の提供
労働者派遣法	有害業務目的の労働者派遣
出入国管理特例法	特別永住者証明書の偽造等、偽造特別永住者証明書等の所持
臓器移植法	臓器売買等
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春周旋、児童買春勧誘、児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等

④ その他資金源犯罪 101

刑法	通貨偽造及び行使等、外国通貨偽造及び行使等、有印公文書偽造等、有印虚偽公文書作成等、公正証書原本不実記載等、偽造公文書行使等、有印私文書偽造等、偽造私文書等行使、私電磁的記録不正作出及び供用、公電磁的記録不正作出及び供用、有価証券偽造等、偽造有価証券行使等、支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、公印偽造及び不正使用等、墳墓発掘死体損壊等、収賄、事前収賄、第三者供賄、加重収賄、事後収賄、あっせん収賄、窃盗、不動産侵奪、事後強盗、昏酔(こんすい)強盗、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、横領、盗品有償譲受け等
組織的犯罪処罰法	組織的な封印等破棄、組織的な強制執行妨害目的財産損壊等、組織的な強制執行行為妨害等、組織的な強制執行関係売却妨害、組織的な常習賭博、組織的な賭博場開張等図利、組織的な信用毀損・業務妨害、組織的な詐欺、組織的な恐喝、不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為、犯罪収益等隠匿
外貨偽造法	偽造等、偽造外国流通貨幣等の輸入、偽造外国流通貨幣等の行使等
印紙犯罪処罰法	偽造等、偽造印紙等の使用等
郵便法	切手類の偽造等
金融商品取引法	虚偽有価証券届出書等の提出等、内部者取引等
競馬法	無資格競馬等
自転車競技法	無資格自転車競走等
小型自動車競走法	無資格小型自動車競走等
文化財保護法	重要文化財の無許可輸出
地方税法	軽油等の不正製造、軽油引取税に係る脱税
商品先物取引法	商品市場における取引等に関する風説の流布等
投資信託及び投資法人に関する法律	投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
モーターボート競走法	無資格モーターボート競走等
森林法	保安林の区域内における森林窃盗、森林窃盗の贓物(ぞうぶつ)の運搬等
関税法	偽りにより関税を免れる行為等
出資法	高金利の契約等、業として行う高金利の契約等、高保証料、保証料がある場合の高金利等、業として行う著しい高金利の脱法行為等
補助金適正化法	不正の手段による補助金等の受交付等
特許法	特許権等の侵害
実用新案法	実用新案権等の侵害
意匠法	意匠権等の侵害
商標法	商標権等の侵害
所得税法	偽りその他不正の行為による所得税の免脱等、偽りその他不正の行為による所得税の免脱、所得税の不納付
法人税法	偽りにより法人税を免れる行為等
著作権法	著作権等の侵害等
廃棄物処理法	無許可廃棄物処理業等
貸金業法	無登録営業等
消費税法	偽りにより消費税を免れる行為等
種の保存法	国内希少野生動植物種の捕獲等
不正競争防止法	営業秘密侵害等、不正競争等
保険業法	株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
スポーツ振興投票法	無資格スポーツ振興投票
種苗法	育成者権等の侵害
資産流動化法	社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
民事再生法	詐欺再生、特定の債権者に対する担保の供与等
公的個人認証法	不実の署名用電子証明書等を発行させる行為
会社更生法	詐欺更生、特定の債権者等に対する担保の供与等
破産法	詐欺破産、特定の債権者に対する担保の供与等
会社法	会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合い、株式の超過発行、株主等の権利の行使に関する贈収賄、株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
放射性物質汚染対処特別措置法	汚染廃棄物等の投棄等

⑤ 司法妨害に関する犯罪 9

刑法	加重逃走、被拘禁者奪取、逃走援助、偽証
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等
爆発物取締罰則	爆発物の使用、製造等の犯人の蔵匿等
日米地位協定の実施に伴う刑事特別法	偽証
国際刑事裁判所協力法	組織的な犯罪に係る証拠隠滅等、偽証

「共謀罪」何が問題？

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を含む組織的犯罪処罰法改正案が、参院で審議入りした。成立を急ぐ政府・与党に対し、民進、共産などの野党は反発している。改めてどういう法案で、何が問題になっているのか。

▼3面参照

■法案骨子

目的
国際組織犯罪防止条約の実施

処罰する対象となる団体の定義
テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（犯罪の実行を共同の目的として結成されている団体）

処罰される行為
組織的犯罪集団の活動として、対象となる犯罪を2人以上が計画。構成員の誰かが資金・物品の手配や場所の下見などの準備行為を実行

罰則
対象犯罪のうち10年を超える懲役・禁錮の刑が定められているものは5年以下の懲役か禁錮。その他は2年以下の懲役か禁錮

「共謀罪」法案とはどんな法律か

277の犯罪について、複数の人が計画に合意して準備をすれば、警察が取り締まることができるようになる法律。これまでも、殺人、放火、爆発物の製造などといった凶悪犯罪は、相談したり、準備をしたりなどするだけで逮捕できた。

「共謀罪」ができると、著作権法違反や特許法違反のような身体への被害を伴わない犯罪も含めて、警察が実行前に取り締まりをできるようになる。

今のままでは不十分なのか

政府は、「テロを防ぐため」に、今の法律では不十分だとして、国会の論戦の中でいくつかの事例を示している。

そのうちの一つは、ある集団が、複数の飛行機を乗っ取って高層ビルに突撃させるテロを計画し、搭乗予定の航空券を予約したという事例。計画がわかっていても、航空券を予約する行為だけでは、現行法では犯罪にあたらず取り締まれない、としている。

これに対し、野党側はハイジャック防止法の予備罪で取り締まれる、と反論。解釈はわかれた。

一般の人への影響は

法案には、対象は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と書かれている。政府は、世界各地で起きている「爆破テロ」や「自爆テロ」を計画するグループや暴力団、薬物密売組織を指す、と説明している。

一方、法案の反対派は「組織的犯罪集団」かどうかを警察がどうやって判断するのかがわからない点を問題視する。

普通の会社や労働組合、市民団体も「組織的犯罪集団」とされてしまう可能性はあるのか

基本的には犯罪を目的としてつくられた組織を「組織的犯罪集団」としている。ただ、政府は国会で、正当な活動をしていた団体や会社も、性質が「一変」すれば適用対象となると説明。正当な目的で結成しても、あるときから犯罪を繰り返すようになれば、「組織的犯罪集団」と認定される可能性がある。

一般市民に影響がある可能性が指摘されているのは、デモや座り込みなどに適用される「威力業務妨害罪」などだ。マンションの建設反対運動やストライキ、デモなどで、適用された事例がある。

市民の抗議活動が役所や会社の仕事を「妨害した」とみなされれば、関わった集団が警察から「組織的犯罪集団」だと見られかねない、との指摘がある。

「組織的犯罪集団」かどうかを警察はどのように調べるのか

「共謀罪」では、グループの一人が自首して仲間の情報を伝えれば、刑が減免される規定がある。

また、警察は「組織的犯罪集団」かどうかを見極めるために集団を監視する必要が生じる。国会答弁では犯罪捜査にかぎらず、警察の日常的な「調査」として、一般人を尾行する可能性を認めている。

政府はメールやLINEのやりとりで犯罪の計画に「合意」したかどうかを判断する場合もあると説明。一方、通信傍受（盗聴）はしない、としてきた。ただ、捜査関係者には、実際に法を活用するには、通信傍受が必要だとする意見も多い。

反対派は、法案ができれば国民への監視が横行する「監視社会」になってしまう、と主張している。

（小松隆次郎）

「共謀罪」法案のイメージ
（組織的殺人事件の場合）

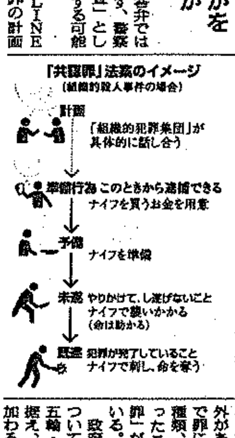

改正案、準備段階で取り締まり

今回の改正案は、「組織的犯罪集団」が犯罪を行う前に、計画に合意し（計画）、準備を行った（準備行為）段階で、取り締まれるようにする法律だ。

日本の刑法で罰せられるのは、犯罪にあたる行為を実行し、結果が生じた「既遂」が原則だ。ただ、結果が当初目的とした殺害や金銭の強奪までには至らなかった「未遂」も、多くの罪に設けられている。

一方で国家を転覆させるような犯罪行為などには例外がある。準備をした段階で罪に問う「予備罪」が37種類、犯行に向けて話し合ったことを罰する「共謀罪」が13種類、設けられている。

政府は今回の改正目的について、2020年の東京五輪・パラリンピックを見据え、187の国・地域が加わる国際組織犯罪防止条約に入るためと説明している。条約に加わる条件が、「4年以上の懲役・禁錮の刑を定める重大な犯罪に共謀罪を設けること」だったという。

政府は当初、法律で「4年以上の懲役・禁錮」とする676種類の罪を対象にしようとした。ところが、与党内からも、多すぎるとの意見が出て再検討。公職選挙法や政治資金規正法などは外され、91の法律にある277の罪が対象犯罪となった。

その結果、一部の犯罪で予備罪より「共謀罪」の量刑が重くなる矛盾を指摘する声もある。

（山本亮介）

5/31 朝日